

処 分 名	学校施設の使用者の登録		
根 拠 法 令 名	大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則	(条項)第4条の2第1項	
基 準 法 令 名	同上	(条項)第4条の2第1項 第5条	
所 管 部 署	教育委員会事務局教育総務課施設係		
標 準 処 理 期 間	7日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <p>・文書の名称【 大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>市民で組織する社会教育団体又はスポーツ団体で、しばしば特定の学校の学校施設を同一の目的及び用途で使用しようとするものが使用する場で、大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則第5条各号に該当しないこと。</p> <p>【根拠法令及び基準法令】</p> <p>大津市立学校の学校施設の目的外使用に関する規則</p> <p>(登録団体に対する目的外使用の許可)</p> <p>第4条の2 市民で組織する社会教育団体又はスポーツ団体で、しばしば特定の学校の学校施設を同一の目的及び用途で使用しようとするものは、教育長に申請し、使用者の登録を受けることができる。</p> <p>(目的外使用の不許可事由)</p> <p>第5条 教育長（前条第2項の規定による申請があった場合は、学校長等。第7条及び第8条第2項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の目的外使用を許可しない。</p> <p>(1) 学校施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>物理的支障に限らず、教育的配慮の観点から、児童・生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれる。また、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生ずるおそれが明白に認められる場合も含まれる。</p> <p>(平成15年（受）第2001号 同18年2月7日第三小法廷判決)</p> <p>(2) 公の支配に属しない慈善、教育又は博愛の活動のための使用と認められるとき。</p>			

その構成、人事、内容および財政等について公の機関から具体的に発言、指導または干渉されることがない慈善、教育又は博愛の活動と認められるものをいう。

(3) 宗教的な活動のための使用と認められるとき。

特定の宗教の援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような目的を有するものと認められるものをいう。

(4) 政治的な活動のための使用と認められるとき。ただし、公職選挙法その他法令に定めのあるときを除く。

特定の政党や政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するような党派的政治目的を有するものと認められるものをいう。ただし、公職選挙法その他法令に定めのある場合を除く。

(5) 営利を目的とする活動のための使用と認められるとき。

活動に要する経費を受益者に負担させる、あるいはサービスの提供に見合う対価を受益者から受け取り、その活動によって得た利益や資産を社員や役員など構成員に分配するものと認められるものをいう。

(6) その使用に際し、観覧料、入場料、会費等その他名称のいかんを問わず、金銭を徴収するものであるとき。ただし、国若しくは地方公共団体又は公共的団体で教育長が適当であると認めるものが金銭を徴収するときを除く。

営利、非営利を問わず、その活動に参加するために、参加者から一律に金銭を徴収するものであるものをいう。

この場合において、「教育長が適当であると認めるもの」とは、国若しくは地方公共団体又は公共的団体であって、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用するものをいう。

なお、「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、青年団、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を恒常的に営むものをいい、「公益事業」とは、次に掲げる事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないもの（労働関係調整法の定義から引用）をいう。

ア 運輸事業

イ 郵便、信書便又は電気通信の事業

ウ 水道、電気又はガスの供給の事業

エ 医療又は公衆衛生の事業

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。